

大阪狭山市公園墓地使用権承継届

平成 12年 12月 12日

(あて先) 大阪狭山市長

使用者が死亡の場合は、押印の必要はありません。

使用者 住 所 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1
氏 名 狭山 太郎



承継者 住 所 大阪狭山市大野台2丁目1番5号
氏 名 狭山 花子



次のとおり公園霊園の使用権を承継したいのでお届けします。

使用許可年月日	平成 8年 4月 10日	番 号	第 1 号
使 用 場 所	1 等区 第 1 号	面 積	12.0 m ²
承 継 理 由	使用者死亡のため。		
添 付 書 類	前使用者の使用許可証、承継原因を証明する書類、承継人の住民票の写し		